

国際コンベンション等誘致開催助成金交付手続の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪観光コンベンション 協会</p>	<p>国際コンベンション等誘致開催助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき交付している助成金について、下記のコンベンション開催に対する助成金の交付手続に不備があった。</p> <p>会議名：第35回国際生体医工学会議 会 期：平成25年7月3日～同月7日（5日間） 参加者：3,478人（内、海外参加者2,335人 71カ国） 助成金交付額：3,000,000円 開催総経費：194,054,000円 実績報告書日付：平成25年10月23日 交付決定通知書日付：平成25年10月29日 請求書日付：平成25年10月23日</p> <p>1 申請者は、要綱第7条に基づき、会議終了後直ちに実績報告書を提出する必要があるが、会議終了後3か月以上経過して実績報告書を提出している。</p> <p>2 申請者は、協会の交付決定前に助成金を請求している。更に請求書は要綱第8条の提出期限を超えている。</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>担当者のみならず関係者・決裁者は、関連ルールを十分に理解するとともに、助成金の交付申請者に対して、事務手続を十分に周知のうえ、適切に助成金の交付事務を行われたい。</p> <p>-----</p> <p>国際コンベンション等誘致開催助成金交付要綱【抜粋】</p> <p>（助成金対象事業）</p> <p>第2条 開催資金の助成対象は、大阪において開催される国際コンベンション等の事業で次の要件をいずれも満たすものとする。但し、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(1)～(6)略</p> <p>(7) 総参加者数（同伴者は含まない）が300人以上のもの</p> <p>(8) 総参加者数（同伴者は含まない）の40%以上が海外参加者のもの</p> <p>(9) 参加国が日本を含む5カ国以上のもの</p> <p>(10) 会期3日以上のもの</p> <p>（実績報告と交付の決定）</p> <p>第7条 交付の内定を受けた申請者は、主催する国際コンベンション等の終了後直ちに、次に掲げる書類を提出して、第2条(7)から(10)の要件及び開催総経費を含む実績報告を行わなければならない。</p> <p>(1) 国際コンベンション等誘致助成金実績報告書（様式3）</p> <p>(2) 登録者名及び出身国が記載された登録者名簿</p> <p>2 会長は、前項の実績報告に基づく助成金の算定額（以下「算定額」という。）が既に通知した助成内定限度額を下回る場合は、算定額を助成金額とし、上回る場合は助成内定限度額を助成金額とする。</p> <p>3 会長は、前2項に基づき助成金額を確定するとともに、申請者に次に掲げる書面により交付決定の通知をする。</p> <p>国際コンベンション等誘致開催助成金 交付決定通知書（様式4）</p> <p>（交付の請求）</p> <p>第8条 交付の決定を受けた申請者は、コンベンション終了後3か月以内に、次に掲げる書類を会長まで提出して、助成金を請求しなければならない。</p> <p>(1) 国際コンベンション等誘致助成金 請求書（様式5）</p> <p>(2) コンベンション開催報告書（概要）</p> <p>(3) 収支決算書</p> <p>-----</p>	<p>監査の指摘を受け、平成27年4月に「誘致開催助成金の交付手続に係る業務フロー図」を作成し、交付手続の流れと交付ルールの明確化を図った。また、職員が継続して業務フロー図を確認できるようにするため、常時、財団のイントラネット上に掲示している。</p> <p>国際コンベンション等誘致開催助成金交付要綱は、名称を「国際会議誘致開催助成金交付要綱」に変更するとともに、国際会議誘致の都市間競争激化に対応するため、また、国際会議の大型化に伴い、当初想定した提出期限での実績報告が困難なケースがあるため、大型国際会議については、請求書の提出を1か月延長するなどの要綱改正を平成27年4月1日から施行した。</p> <p>今後は「国際会議誘致開催助成金交付要綱」に基づき、適切に事務処理を行う。</p>